



第11号の内容

警告！危険なレーザー光線を発するエアガン
くらしの情報セミナー「セカンドライフの資産運用」
消費者月間「活かそう 消費者・生活者の視点」
くらしの情報会員を募集中
滋賀県立消費生活センター分室 業務終了のお知らせ

警告！危険なレーザー光線を発するエアガンが出回っています！

滋賀県内の縁日で、露店の福引の景品として、光線を発する照準器が取り付けられたエアガンが配られているという情報提供がありました。

このエアガンを国民生活センターなど関係機関が調査した結果、レーザー光線が強いため、目を傷つけるおそれがあることが分かりました。

経済産業省では、消費生活用製品安全法に定められた技術基準に適合していないことから、このエアガンを使用しないように呼びかけています。

問題のエアガン（国民生活センター発表資料から）

- ・ 滋賀県内の縁日で、福引の景品として配られていました。
- ・ 箱や本体に「MADE IN CHINA」との記載がありますが、輸入業者名などの記載はありません。
- ・ 箱には「CE」などのマークや「AIR SPORT GUN」、「P.718F」、「YUE GUAN」、「INFRARED COLLIMATOR」などの表示があります。
- ・ 本体には「P.718」、「P.BERETTA」などの表示があります。



このエアガンをお持ちの方は、危険ですので使用しないでください。

レーザー光線を発する機器を購入・使用するとき...

レーザーポインターや一部のおもちゃなど、レーザー光線を発する製品については、消費生活用製品安全法により、一定以上の強さのレーザー光線を発する製品は販売してはいけないなどの規制が行われています。

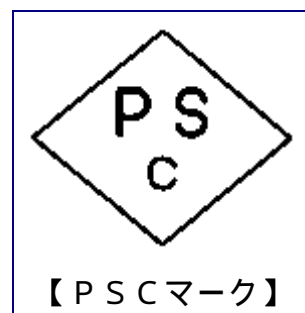
しかし、今回の事例のように、違法で危険な製品が出回っています。重大な事故につながるおそれがありますので、以下の点にご注意ください。

PSCマークのついていない製品は購入しない。

消費生活用製品安全法の規制に適合する製品には「PSCマーク」がつけられています。

「PSCマーク」のついていない製品は販売してはいけないことになっていますが、実際に流通している例があります。

「PSCマーク」のついていない製品を購入してはいけません。



レーザー光線を人や動物にあてない。

レーザー光線は、直接目に入ると危険です。もし、ほかの人に当てて傷害を負わせたら、責任を問われます。以下の注意を必ず守りましょう。

- ・レーザー光線を直視しない。
- ・レーザー光線を人や動物に向けない
- ・屋外では使用しない。

レーザー光線は遠くまで届くので、思わぬ事故になることも！

詳細は、関係機関のホームページをご覧ください。

経済産業省：「携帯用レーザー応用装置」の回収について

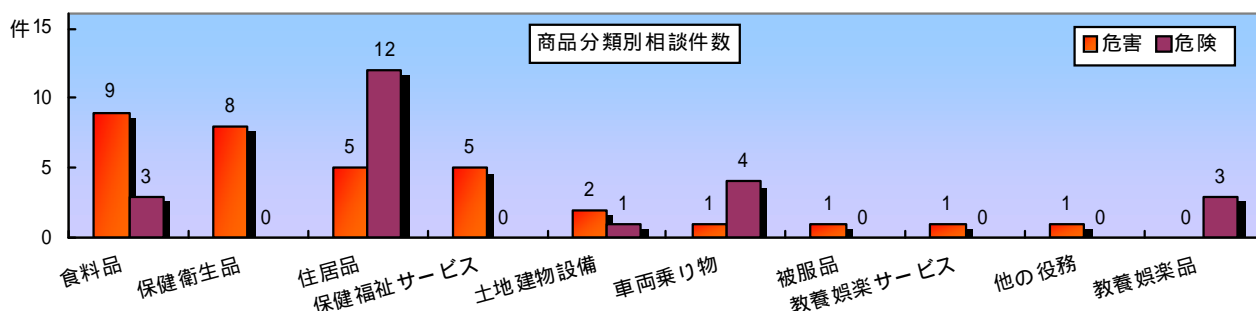
<http://www.meti.go.jp/press/20080328004/20080328004.html>

国民生活センター：危険!! レーザーを用いた違法な玩具などが売られている!!

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20080328_1.html

統計スポット

滋賀県立消費生活センターが平成19年4月から平成20年1月までの間に受け付けた「危害」「危険」に関する相談の件数は56件でした。



「危害」商品、役務、設備により、身体にけがや病気などの疾病（危害）を受けたというもの。
「危険」危害を受けたわけではないが、そのおそれがあるもの。

お知らせ

くらしの情報セミナー受講者募集

「セカンドライフの資産運用～失敗しない金融商品の選び方～」

金融商品の初歩の初歩から、じっくり勉強していきましょう。

講 師	滋賀県金融広報委員会 松本 克彦 氏（ファイナンシャルプランナー）
日 時	平成20年5月27日（火）13：30～15：30
会 場	滋賀県立消費生活センター（彦根市元町4-1 JR彦根駅徒歩5分）
定 員	60名
受 講 料	無料
お申込方法	電話、FAX、しがネット受付サービスでお申込みください。
お問い合わせ	滋賀県立消費生活センター 電話：0749-27-2234 / FAX：0749-23-9030 ネット受付：PC http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/ 携帯 http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/

消費者月間 「活かそう 消費者・生活者の視点」

毎年5月は「消費者月間」です。消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発、教育等の各種事業を全国で集中的に行っています。

近年、国民生活に大きな不安をもたらす事件、事故が相次いで発生しています。これからは、生産第一という考え方ではなく、国民の安全安心が重視されなければならない、そのためには、消費者、企業、行政がそれぞれの立場において、消費者、生活者の視点に立った努力をすることが求められます。

こうした趣旨から、今年度の消費者月間の統一テーマは、「活かそう 消費者・生活者の視点」とされました。

「消費者月間記念講演会」が開催されます。

テ - マ	情報の正しい選び方
講 師	辛坊 治郎 氏（読売テレビ解説委員）
日 時	平成20年5月24日（土）14：00～15：40
会 場	滋賀県男女共同参画センター（JR近江八幡駅南口下車徒歩10分）
定 員	200名
主 催	滋賀県・滋賀県金融広報委員会
お問い合わせ	滋賀県県民生活課 電話：077-528-3412 / FAX：077-528-4840

お知らせ

くらしの情報会員 登録者募集中

消費生活情報をメールで配信します。

消費生活センターからパソコン、携帯に最新情報をメールでお届けします。

お届けする情報は以下のとおりです。

- ・ 消費者トラブルに関する緊急情報
- ・ 講座開催情報（メール記載のリンクから簡単に受講申込みができます。）
- ・ 消費生活センターからのお知らせ など

登録は、消費生活センターのホームページから行うことができます。

PC <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

携帯 <http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/>

お問い合わせ 滋賀県立消費生活センター分室

電話：077-563-4584 / FAX：077-566-0593

滋賀県立消費生活センター分室 業務終了のお知らせ

滋賀県立消費生活センター分室（草津市大路1丁目）は、平成20年10月から、滋賀県立消費生活センター（彦根市元町）に統合されることになりました。これに伴い、分室での業務は平成20年9月で終了させていただきます。

消費生活相談

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

彦根 彦根市元町4-1

相談専用電話 **0749-23-0999**

草津 草津市大路1丁目1-1 エルティ932 3階

相談専用電話 **077-563-7009**（平成20年9月まで）

受付時間 9：15～16：00



「くらしのかわら版」第11号（平成20年4月発行）

滋賀県立消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>（パソコン）

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/>（携帯端末）

滋賀県立消費生活センター分室

〒525-0032 草津市大路1-1-1 エルティ932 3階

TEL 077-563-4584 FAX 077-566-0593



次号は、平成20年7月下旬に発行予定です。